【ニューカレドニア】12月20日(月)以降の措置の緩和等について(新型コロナウイルス関連)

### 【ポイント】

- ●現在適用中の段階的緩和措置は2022年1月30日(日)まで延長され、屋外マスク 着用義務や一部の人数上限などは更に緩和されます。
- ●衛生パスの有効性を維持するためにはワクチンのブースター接種が必要となります。
- ●最新の情報や詳細はニューカレドニア政府ウェブサイトでご確認ください。

## 【本文】

- 1 ニューカレドニア政府は、12月20日(月)以降の新たな段階的緩和措置を発表しました。
- 屋外でのマスク着用の義務は廃止されます。
- ・家族、慣習、友好的な会合や集会の人数上限は30人から50人に変更されます。
- 個人での小島への上陸が許可されます。
- ・12月19日(日)の夜から夜間外出禁止令(午後11時から午前5時まで)が撤廃されます。
- ・ディスコ、リーグや連盟によって組織されていない航海やスポーツの競技会、集団で体を使う活動や、50人を超える友人、家族、慣習上の集まりは引き続き禁止です。 これらの規制緩和は2022年1月30日午前0時まで適用されます。
- 2 12月15日(水)以降、仏本国の法令が変更になったことに伴い、65歳以上の者及びヤンセン・ワクチン接種者が、ニューカレドニアでの有効な衛生パス(Pass Sanitaire)を保持するためにはワクチンのブースター接種が必要となりました。
- ・65歳以上の者は、2回目のワクチン接種完了後、5ヶ月から最長7ヶ月以内
- ・ヤンセン・ワクチン接種者は1回接種後最長2ヶ月以内
- に、それぞれブースター接種を受ける必要があります。それぞれの接種期限を過ぎると、QR コードは自動的に無効化されます。ブースター接種後には新たな QR コードが付与され、2回目の接種の場合は接種の7日後から、3回目の接種の場合は接種後すぐに再び有効となります。

また、2022年1月15日(土)以降、有効な衛生パスを保持するためには、18歳以上の全ての人は、2回目接種または感染から7ヶ月以内にブースター接種を受ける必要があります。ご自身がいつまでにブースター接種が必要かを知るためには、本土の L'Assurance Maladie による新たなテレサービス「Mon rappel vaccin Covid」の使用をお勧めします。

#### https://monrappelvaccincovid.ameli.fr/

3 最新の情報や詳細はニューカレドニア政府ウェブサイトでご確認ください。

〇ニューカレドニア政府ホームページ (新型コロナウイルス関連)

https://gouv.nc/coronavirus

(Facebook)

https://www.facebook.com/GouvNC/posts/4613967295319538

(衛生パスについて)

https://gouv.nc/niveau-alerte/pass-sanitaire

## 【参考になるサイト】

〇在シドニー日本国総領事館ホームページ

・11月29日発表(11月29日(月)以降の措置の緩和について)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/ryojimail-211129.pdf

・11月12日発表(週末の厳格な外出禁止令の中止と11月15日(月)以降の措置の 緩和について)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20211112nc.pdf

-11月3日発表(外出禁止令の延長と週末の厳格な外出禁止令)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20211103nc.pdf

〇ニューカレドニア保健省ホームページ

https://dass.gouv.nc/

○在ニューカレドニア仏高等弁務官事務所(新型コロナウイルス特設ページ)

http://www.nouvelle-caledonie.gouv.fr/Actualites/COVID-19

〇二ューカレドニア観光局(新型コロナウイルスの状況について)

https://www.newcaledonia.travel/ja/coronavirus

〇在シドニー日本国総領事館ホームページ(ニューカレドニア)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr\_ja/visa\_nc.html

〇在フランス日本国大使館ホームページ

https://www.fr.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

# 【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、 1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia 代表電話(61-2)9250-1000 Fax(61-2)9252-6600

 $Web: https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html\\$ 

Email:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。 ※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth (停止)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete